

令和2年 第13回文教厚生常任委員会会議録

令和2年12月11日 議員控室

○事 件

所管課報告事項

- (1) 八雲町奨学金の返還滞納者への法的措置について（学校教育課）
- (2) 熊石デイサービスセンターの指定管理について（住民サービス課）
- (3) すまいるの状況について（保健福祉課・住民サービス課）
- (4) 新型コロナウイルスワクチンの接種について（保健福祉課）
- (5) 水道料金及び下水道使用料の徴収誤りについて（環境水道課）

○出席委員（6名）

委員長	赤 井 睦 美 君	副委員長	安 藤 辰 行 君
	佐 藤 智 子 君		齋 藤 實 君
	千 葉 隆 君		黒 島 竹 満 君

○欠席委員（1名）

関 口 正 博 君

○出席委員外議員（0名）

○出席説明員（15名）

教育長	土 井 寿 彦 君	学校教育課長	石 坂 浩 太 郎 君
学校教育課長補佐	松 浦 真 理 子 君	総務係主任	宮 脇 健 大 君
住民サービス課長	北 川 正 敏 君	住民サービス課健康福祉主幹	佐 藤 里 美 君
保健福祉課長	戸 田 淳 君	保健福祉課長補佐	佐 藤 哲 也 君
高齢者福祉係長	小 池 克 明 君	健康推進係長	西 野 了 君
環境水道課長	田 村 春 夫 君	環境水道課参事	佐 藤 英 彦 君
環境水道課長補佐	吉 田 種 榮 君	業務係長	松 本 俊 紀 君
水道係主任	清 水 目 元 昭 君		

○出席事務局職員

事務局長	井 口 貴 光 君	庶務係長	松 田 力 君
------	-----------	------	---------

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（赤井睦美君） それではお疲れ様です。

◎ 所管課報告事項

【学校教育課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） 早速、報告をお願いいたします。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 委員長、学校教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） それでは、所案の報告事項を申し上げます。

八雲町奨学金の返還滞納者への法的措置についてご説明いたします。

まず、法的措置の目的でございますが、奨学金の返還滞納者への対応につきましては、8月27日開催の本常任委員会でご説明させていただきましたが、7件の滞納者に対する債権回収及び法的措置等を弁護士事務所に今年度委任してございまして、7件のうち2件は完済してございます。また、1件については第3回定例会で専決処分の報告をさせていただいておりますが、分割により返還することで和解してございまして、その後和解の条件どおり毎月返還されている状況でございます。残りの4名については通知による指定期日が経過しても応答がなかったり、応答があっても、その後の連絡が途絶えているなどして、自主的な返還が期待できないことから、訴えの提起による法的措置へ移行しようとするものでございます。

二つ目の今回の対象案件についてでございますが、一人目のA氏については、未返還額が33万円でございます。この方については、平成7年5月に奨学金の貸し付けを決定して、平成10年3月までの間に36万円の貸し付けを行っておりますが、その後、平成11年度分から平成20年分までのうち33万円の返還を怠っている状況でございます。二人目のB氏については、未返還額が9万6,000円でございます。この方については、平成元年4月に奨学金の貸し付けを決定し、平成2年3月までの間12万円の貸し付けを行っておりますが、平成5年度分から平成12年度分までの9万6,000円の返還を怠っている状況でございます。三人目のC氏につきましては、未返還額が15万8,000円となっております。平成4年4月に貸し付けを決定し、平成7年3月までに36万円の貸し付けを行っておりますが、平成13年度分から平成17年度分までのうち15万8,000円の変換を怠っている状況でございます。四人目のD氏については、未返還額が21万9,000円でございます。平成22年12月に貸し付けを決定し、平成24年3月までの間で32万円の貸付を行いました。平成25年度分から令和元年度分までの返還予定額22万4,000円のうち21万9,000円の返還を怠っている状況でございます。

三点目の訴えを提起する管轄裁判所については、八雲簡易裁判所となる予定でございます。なお、今回の訴えの提起については、1件の金額が140万以下の債権にかかる訴えの提

起であるため、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく町長の専決処分事項の指定に基づきまして、専決処分後に直近の議会で報告させていただくことになります。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問・ご意見ありませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 連帯保証人のほうには連絡行ったんですか。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 委員長。学校教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 弁護士事務所の通知については連帯保証人のほうにも通知を出している状況でございます。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） それぞれの就職状況というか、そういうのは把握しているんですか。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 委員長。学校教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 現時点で、どういった就労状況になるかというところまでは把握してございません。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。なければ、大変だと思いますけれども、頑張ってください。ありがとうございました。

【学校教育課職員退室】

【住民サービス課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） それでは早速、熊石デイサービスセンターの指定管理について、よろしく願いいたします。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長、住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） それでは、熊石デイサービスセンターの指定管理について説明いたします。資料 1 をご覧ください。

熊石デイサービスセンターの指定管理期間が、来年の令和 3 年 3 月 31 日で満了となることから、今後の指定管理のあり方について検討を重ね、現在の指定管理者である、熊石敬愛会との協議の結果、今後の方向性が決まりましたので、その内容をご報告させていただきます。

まず 1 番の指定管理対象施設は、熊石デイサービスセンターでございます。平成 9 年 4 月 1 日の開設以来、熊石敬愛会に事業運営と施設の維持管理をお願いしてきております。続いて、二番目の現在の指定管理の状況ですが、先ほど説明したように、指定管理期間が令和 3 年 3 月 31 日までとなっております、2 年度の、今年度の委託料ですが 3,573 万 8,000 円

でございます。三番目の令和3年度以降の指定管理の方針につきましては、指定管理者候補予定者として、引き続き熊石敬愛会とするものでございます。

候補予定者とする理由について、一つは平成9年の開設以来、熊石敬愛会がデイサービス業務を委託してきており、現在まで問題なく業務を履行してきているということ。それと二つ目は利用者にとって慣れ親しんだ職員による専門的なサービスを継続して行うことができること。利用者が安心して変わらずサービスを受けることができる環境を維持する必要があると考えること。それと三つ目は既設職員の対応やサービス内容が利用者や利用者の家族からの評価が非常に高いということ。これは利用者や地域の方々から意見をいただき、サービスの質の向上を図るという趣旨で開催しております、デイサービス運営推進会議の意見でも高い評価をいただいているところであります。

以上のことから、事業効果が相当程度期待できるため、引き続き熊石敬愛会を候補予定地として考えております。

次に業務の内容については、引き続き現在行っている業務と同じ内容で委託するということでございます。指定管理期間については、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とするものであります。次に今後の事務処理日程として、議会に関連する事項ですが、指定管理者の指定議案については、来年の1月か、第1回定例会の上程を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上が、熊石デイサービスセンターの指定管理についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて、質問・ご意見ありませんか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 指定管理の状況はわかるんですけども、今後の委託料の部分、更新の中には、委託料の金銭的な部分が載っていないんですけども、たとえば、現在の指定状況の中で業務内容というのは三つあげられているけれども、委託料ということで、総額でこの金額になってるんですけども、老人デイサービス事業より地域密着型って言うから、介護保険の部分で地域密着の部分でいくらですよって、老人デイサービスっていうからそれ以外の人も受け入れているのかなという、これ二種類あるということ。事業的に。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長、住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 老人デイサービスというのは、介護保険以外でもデイサービス受けたほうがいいと、町が判断した場合に受けれるサービスで、ほとんど今いないといえますか、そういう状態なんですけれども、出てきたときのために入っていると。

○委員（千葉 隆君） というふうに、要するに、サービスを区分してさ、委託しようとするわけでしょ。そうすると、積算するとき、老人デイサービス部門の委託料はなんぼですよ、あるいは通所型はいくらですよ、また施設の管理業務にいくらですよ。やっぱり積算根拠を示さないと。3,500万とかいう部分、全国的に事業所の事業内容は平均なんぼですよとか、出てるから。この部分でいえば地域密着でないよ。大規模のデイサービスやっているところの事業費が3,500万ならわかるけれども、地域密着型って小規模だから。だからやっ

ぱり、ここの部分でいくら、ここの部分でいくら、ここの部分でいくらっていうものがないとき、こういう金額を出されても今後、難しいんじゃないのかなと思うんだよね。

だからある程度、地域密着型事業をやったからいくら、出てきた今の説明でもさ、老人デイサービス事業で、対象者は出てくれば困るからって。だから積算してるんでしょって話でしょ。今はないけれども、もしもいたら対象者にしますよということだから、それはいくらかということ、当然、積算して委託料って出てくるんだわ。だから老人デイサービス事業でいくらの委託料ですよって、地域密着型でいくらですよって、施設の維持管理業務でいくらですよって、そのほか町長の認めている業務はいくらですよというのをしっかり出してもらわないと、丸目で根拠が説明できなくなるんじゃないの。担当課として。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長、住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 積算根拠については、老人デイサービスと地域密着型というようなかたちじゃなくて、一応、定員 18 人中で老人デイサービスも地域密着型のデイサービスも受け入れるということで、18 人のデイサービス運営をするのにいくらかかるかっていう積算根拠を作っています。それで一応、人件費と事業費ということで、利用者に係る部分の費用と、それと施設の維持管理だったり、事務費、いろいろな経費ということで、事務費ということで三本立てで一応、積算根拠は作っているという考え方です。

○委員（千葉 隆君） 日本全国広しといえども、介護保険に移行してから、収入見込みが全部の事業費なんだわ。課長が言うように支出を根拠にして、収入無視して積算根拠作るような部分の事業所って、ほかの地域で日本全国でほかに何ヶ所あるんですか。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長、住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 千葉委員おっしゃることは十分理解しているつもりですけれども、デイサービス事業というのが、やはり介護サービスではなきやない事業ということで、基本的に始まった当初ですが。

○委員（千葉 隆君） 否定してるわけじゃない。

○住民サービス課長（北川正敏君） 始まった当初は敬愛会に、当初やってもらえないかというように、町からも打診したんですが、敬愛会としてはデイサービス事業はできないということで、町が今のデイサービスセンターを建設したという経緯があります。それで運営については専門的な知識もある敬愛会にお願いできないかということで始まったというのが当初の話です。そこで、相手方もあることですし、どれくらいの経費でできるかということ、を当時、詰めたんだと思うんですけれども、それがそもそもの算出根拠になっていて、収入はまた別な話、平成 9 年はまだ介護保険制度ができていない時代だったものですから、一応町が福祉としてやらなきやないというふうにしていました。

それで介護保険制度が 12 年度に始まってから、介護報酬も入るんですけれども、そもそも介護報酬でやれるような人員配置でもなかったといえますか。なので、今の敬愛会で今のデイサービスを応援するのにどれくらいかかるのかということをやって、だいたい 3,500 万前後でずっと推移してきているというような感じですか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 今の質問はさ、必要か必要でないかとかという話をしているだけで、たとえば今の介護保険の制度もそうだけれども、以前から始まりましたと。頼られましたと。頼まれてないとか頼まれたとかって言うてるんだけれども、介護保険の前は措置費でやってたんだね。それで規模によって出ていたわけだ。それで、措置費収入でやってるから、その時代から措置費を上回る積算根拠になってたんですか。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長。住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） その当時の詳しい経緯は調べていないので、よくわかりません。すみません。

○委員（千葉 隆君） だから要は、推測されるわけだよ。当時から。それはそれさ。要するに何を言いたいかっていったら、老人サービス事業費でいくら収入あるんですかって、予測するんですかって、地域密着事業ではいくら予測するんですかって、管理業務でいくら予測しているんですか、収入の部分で。それで委託受けてもらえないから、上記のほか町長の定める業務、あるいは判断をしたものということをやちゃんと付け加えて、その部分でいくら出しているというふうにして、総額 3,500 万だとか 3,700 万というふうに、きちんと精査していかないと、過去のことは元々わからないとかじゃないし、やっぱり制度が変わったら制度が変わったなりに積算根拠をきちんとして、予算編成するというふうに変えていくタイミングじゃないかなと思うんだわ。

課長の立場はわかるよ。前にやっていたから、今この同じ方式でやるって。でもこのままじゃダメだと思うんだよね。だから、今、実際にさ、令和元年でも、デイサービス老人デイサービス事業と通所介護の収入ね、事業費わかるわけだから、過去 3 年分どれくらいの収入があったんですか。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長。住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） これまでの収入ですけれども、平成 30 年が 2,200 万それで元年が 2,100 万、それで今年度の見込みとして 1,960 万というような見込みになっております。それで、支出の算定根拠、委託料の算定根拠なんですけれども、職員の配置基準がありますので、それに基づいて、この地域密着型の職員配置、何人必要かというところを出して、一応、生活相談員といいますが、が 1 人、看護師が 1 人、それと介護職員として 4 人、それで前回算定したときには、人数も一日平均 10 人から 11 人くらいだったものですから、前回算定したときには介護職員は 3 人、プラス事務方といいますが、その他もろもろやる人の分ということで、合計で 6 人と。それで算定していたんですが、今回、算定し直したときには人数は変わらないんですけれども、事務方よりも介護職員のほうに人数が 12 人から 13 人で推移してきているということで、利用者が増えてきているということもあつたものから、事務方じゃなくて介護職員というふうに変えて、一応その相談員 1 人、看護師 1 人、介護職員 4 人の 6 名の人件費を算出していると。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員(千葉 隆君) 介護保険事業でも障がい者の事業でも、職員の人員配置を破ったり、それを下回るような事業所は事業指定を取り消される。そんなことを聞いているわけではなく、それは当たり前のことさ。だから収入に見合った部分の人件費しか払わないのが普通なんだよ。日本全国の99%の事業所みんなそういうふうやってるんだよ。だから3人いて、それを500万で計算するのか200万でやるのかの違いなんだわ。そうでしょ。人件費600万しか払えなかったら600万の中で5人とか4人とか適正な人員を配置するんだわ。要は、今明らかに3,500万払ってるけれども、2,000万くらいしか出ていないから、1,500万とか1,600万は介護報酬、1税金で上乗せして払ってるんだわ、だから払うのが駄目って言うんじゃないなくて、3,500万でもいいんだって。だから18人で、たとえば18人の利用者を見込んでるんだったら、老人デイサービスで収入はこれくらい、あるいは地域密着型の事業でこれくらい、おそらくそれで2,000万くらいになったと。そしたら維持管理の部分でいくらですよ。あるいは町長の定める業務があるとしたら1,000万出しましたよと。その中には地域の事業を継続するうえでの上乗せ部分だよっていうふうなことを、やっぱりちゃんと地域事情によってね、それでないと説明できなくなると思うんだよね。

だって、これからもっと少なくなるかもわからないし、介護報酬少なくなれば、どうなってるでしょ。そしたら八雲町の社協だって同じだっけ。俺たちも評議員やってるけれども。やっぱり明らかに違うと思うんだよね。だって八雲町の特別養護老人ホーム、厚生園というのができたけれども、大昔に。そのときだって八雲町だって、どこもやる場所ないから、法人を作るのに役場の準備室作って、役場で職員派遣して丸抱えで法人作って、それで法人の役員にも頼んでやっただと。誰もいないからって。そういうふうな時代もあるのさ。だから八雲だって同じなんだわ。

だけどもある程度時代の流れでいろんなサービスを作っていないとないときに、移り変わっていくんだよね。でもここだけは移り変わってないわけさ。だから移り替われない事情があるのであれば介護報酬の部分で、サービスの事業にはこれくらいは収入得てるから積算はこれくらいですよって。ただ、地域事情で続けなければいけないから、これくらいの部分は税金で出しますよという積算を出して、そのうえで法人の貢献度というのを認めるべきだと思うんだよね。なんとなく支出かかっているから、それだけの支出がかかるから、これですよっていうイコールフィットには積算ならないんじゃないのかなと思うんだけど。

これのやり方やっていけばさ、いつまでたっても、なんとなくこっちはあつちに頭が上がらないみたいないう感じがあるだろうし、でもなんとなく、ほかの事業者は、八雲町の事業者がこの中身を見たら、なんだってことになるよ。実際。だから、そこは地域の事情だよと。だから地域の事情があるのであれば、地域でいくら出していますかということ、やっぱり公にして、ただしそれは必要な施設なんだよと。だからそれだけの部分を確保するためだけにいくらですよってやっていかないと、そこは別口なんだもん。みんな1,900万とか2,000万の中でやってるんだよ。どの事業所も。それで自分の職員のところにはさ、ギリギリの、パートの人も含めて組み合わせて働いてもらっててさ。でもこれだったら言い値でやっているんだしたら、八雲町の介護保険事業所とか、障がい者事業所は必要じゃないのかい。ここだけが必要なの。ほかのところは必要じゃないの。

○住民サービス課長(北川正敏君) 委員長。住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） これまでもその敬愛会との協議の中でも、千葉委員がおっしゃるとおり介護報酬のなかで賄うのが普通といいますか、そういうことで一応、介護報酬請求といいますか請求事務も敬愛会でやってくれと。それで差額について、要は敬愛会が運営して、差額について、もし差額が出たのであれば町が補てんするようなかたちの契約に変えませんかという交渉も実はしたんですけれども、なかなか今、コロナで、施設のほうも大変な状況の中で来年度からいきなりそういうふうに変えてくれって言われても、回らないというか、うまく事業を組み立てられないということで話されて、3年度から今までどおりとりあえず妥協しましょうかというふうな話になったということです。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 介護保険収入だけでやってくださいって言ってるんじゃないで、請求も本当は法人でやるべきなんだ。実際は。この介護報酬の中でさ、皆、建物建ててるんだよ。借金払ってるんだよ。建物建てて車買って、油代やって、介護請求やって。ここは建物建ててくれて運営管理費ももらって、自動車も買ってもらって、請求事務も役場にやってもらって、というふうにやってるわけだ。だからそれはそれで地域の事情で仕方ないと。そしたら積算根拠だけはさ、若干、年度によって、これ見ただけで、300万とか違いがあるよね。3年間で。そしたらその部分で上限でもいいから、積算でたとえば、①の部分は2,200万見えますよと。あるいは1、2は500万見えますよ、それから地域事情でなんぼ出ていますよという、そういう積算にしないと、だからこそ委託料は3,500万ですよと。

だから積算の根拠だけ変えるべきじゃないのかなって言ってるのさ。これは3,500万で今、運営できないということに、クレーム付けてるわけではないんだわ。今までの継続性もあるし、今までの選定してもらっていたとか、選定した理由と受託していた部分もあるし、未来のこともある。だから未来のことがあればあるほど、もっともっと介護保険の報酬下がるさ。介護保険の報酬。そうすると余計、地域の事情の部分も多くなるんだよね。だからその分地域の事情、税金の中でその部分は多くやってるんだよって。その部分で受けてるんですよというふうに、段々変えていかないと、なかなか難しくなると思うんだよね。それこそ事業継続していくのにハードル高くなると思う。これは差額が少なければ少ないほど、しょうがないなってなるけれども、これからきっと、もっともっと介護報酬は下がっていく傾向にあるんだよね。

だから、その内訳、同じ3,600万でも3,700万でも上乗せしていいと思う。厳しくなって地域の事情も。だってそれだけお金、人件費出さないと来ないという事情がやっぱり地域の事情だから。だからその内訳だけはしっかり合意しておかないと。それで介護報酬下がっても、やっぱり厳しいから、維持することは、逆に言えば上乗せになってるんだよということを事業者理解してもらわないとならない。ほかの地域のほかの事業者は、介護保険料が、収入は下がれば収入下がるんだから。それでもやっていく。だからこういうふうに行ったときには税金の部分も多くして、金額は多いんだけど、多くもらってるんだよという意識を付けていかないと、この総額の金額が妥当なんだということを、ずっとこの間、言われ続けてきてるんじゃないのかなと思うんだよね。

だからやっぱり、その辺、本当は介護保険のときに一番いい機会で精査すべきだったんだけれども、精査できなかったの。だから今、改定るときだから、そういう努力をしてほしいなって。だから合意できなくてもいい。最終的に、積算のやつ。だけどその合意できなくても、こういうふうな役場の部分では積算して 3,500 万出していますというのを提示すべきだと思う。2,200 万だよって。老人デイサービス事業、地域密着型事業の部分として 2,200 万積算している、あるいは施設業務の部分でなんぼしている、そして上記のほかしていますよと、というのは積算はした金額がこれですよということを掲示すべきだと思うんだよね。文書で。あっち合意できないというのであれば、合意しなくてもいいから、積算根拠だけは渡すべきだと。法人側に。そのうえで、なおかつ改修費だとか、それから備品費、それから車の購入費、単年度で出てくるわけだから。それだって今度、施設維持管理に関する業務というときに、あそこ直してください、ここ直してくださいと言ったときに、きちんと施設の管理を維持しているのかという問題も出てくるっけさ。

だからその辺も実際に単年度でほかの経費で出てくる部分も根拠がないんだよね。ここまでやってるのにもかかわらず。介護請求までして。そこまでまだ単年度で出てくるのはもっとハードルが高いと思うから、まず最初にその積算根拠だけは提示して渡すみたいなことはできるんじゃないのかなと思うんだよね。なんとなく、このままずっとずっといったら、あと課長の時代よりも後の時代に、また禍根残すと思うんだ。だから今の段階でその項目自体は合意する事項ということじゃなくても、こういう根拠で 3,500 万になっていますよということは示すことは、そこも難しいんですか。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長、住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 千葉委員おっしゃるとおり、出すことはきっとできると思いますし、僕もそういうふうになりたいと思ってましたけれども、なかなか。今までのあれもやはり強気で来られるというか、自分たちがやらないとデイサービス、要は町でできないんじゃないのみたいな感じで強気で来られている部分もあるということで、実は今回指定管理を見直すにあたって、抜本的に本当に敬愛会で良いのかという話も内部でいろいろ協議はしたんですよ。それで違う民間であれば千葉委員がおっしゃるとおり、2,000 万ないし 2,500 万くらいもあれば、やってくれるところあるかなっていうので、いろいろ民間どれくらいでやっているんだということで試算もして、おっしゃるとおり 2,000 万から 2,500 万くらいの間で小規模の 18 人のデイサービスになっているというところで考えたんですけども、仮にそういう民間を連れてきてといいますか、公募をかけてそこに落ち着いたってなっても、やっぱりその、すまいる熊石のトラウマといいますか、だったり、せたなの、先日も新聞に載っていたように職員が足りないというか人材がいなくて、やっぱりやめましたと言われると、今度またそれを敬愛会に戻すとなると、また面倒な話になるなど。だからといって町でやると今以上にさっき経費が地域事情だと言われても町職員になっちゃうので、人件費も高騰しちゃうということで悩んだりもしたんですよ。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 実際さ、3,500万で済んでいなくて4,000万円くらいかかっているんだよね。修繕費だとか、車のやつ平均すれば4,000万くらいかかっている、普通の感覚から言えば2倍の事業費なんだわ。2倍もらえばやるよ。今。そして2倍続けてくれるんだったら20年でもやるよ、みんな。

そういうことを話をするために今言っているんじゃないんだわ。今、敬愛会さんにやってもらうというか、そこはさ、そもそもそういう交渉というか協議という以前に、社会福祉法人というのは、地域に貢献するというに基づいて、事業税払ってないんだよ。固定資産税払ってないんだよ。地方税払ってないんだよ。主税3税払ってないんだよ。減免されてるんだよ。それは地域の中で、こういう課題があったら率先してやるということを条件にして、税金は無税になっているの。無税になっているのにもかかわらず、俺のところではなかったらどうするということを言ったら、本当は税金払ってもらわないとない。だからそうでないところはそういうこと言ってもいいのはね、NPO法人だとか有限会社だとかは税金払ってるから。だからそれは事業主の選択があるけれども。

すまいるさんと違うのは社会福祉法人だということだよ。それで社会福祉法人が潰れたら、すまいるさんみたいに破産管財人出てくるというけれども、その財産は全部、地方自治体に帰属するから。社会福祉法人の場合は、すまいるさんの場合は帰属しないから。なぜ帰属するかといたら、地域に貢献して財産残せるように、国や地方自治体が税制上減免、免除してるから。だから話し合いに出てくるときには、そもそも、その社会福祉法人たるなんたるやることが抜けてるんじゃないかなって感覚的に思うんだ。だからその部分をやっぱり目覚めさせてもらうためにもやっぱり、渡すだけ渡してほしいなっていう気持ちがあるのさ。だからってそのうえでもっと深刻なときになったときには、いくら上乗せしないとなくなるときがまた来ると思うんだよ。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長、住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） その辺のことを、町で出している人口推計から将来のことを熊石の介護サービスだったり、福祉サービスをどうするということから捉えて、5年後10年後には今の熊石敬愛会、くまいし荘、特養自体の利用者も今80人、80床で満床ですけれども、高齢者もどんどん落ちていくと。ピークは過ぎちゃっているものですから。そうすると、くまいし荘自体の経営が、本体の経営が危うくなっていくんじゃないのっていうシミュレーションを見せて危機感を煽っているんですが、やはり今、満床に、すまいるがあったときに満床になれなくて、すまいるがなくなって今、満床になって、たまたま今いい状態だということもあると思うんですが、町としてといいますか担当とすれば介護サービス全部ですね、人材の確保がまず厳しいというところなので、事業所が別々になると、それぞれの事業所で、それぞれ資格を持った人を雇わないとなくなってくるので、できれば敬愛会が施設サービスもケアプラン作成も訪問介護もデイサービスもやってもらいたいんだという話まで、とりあえず一気にやれというのは無理だと思うから、デイサービスのさっき言ったような介護報酬だったり、自前でできるようなかたちで持っていきたいんだという話はしたんですよね。その将来設計は、それは理解できると。そうしたほうが利用者にしても訪問介護の。

○委員（千葉 隆君） 一元化できるからね。

○住民サービス課長（北川正敏君） 訪問介護を受けるときには、そっちの事業所に行つてとか、デイサービスに行つたら、こっちの事業所だとか、施設設備には、くまいし荘に行つてたとかというふうにならないで、一括してできるのでそれはいいねという話なんです、実際にどうするとなったときに、結局は今までどおりとなつちやつたんです。なので、千葉委員がおっしゃるとおり、その積算根拠が、要は地域事情というのが1,400万なり1,500万出てくるんですね。結果的に。なので、積算根拠を相手方といいますか敬愛会に示す感じで、一応やっていこうかなとは思っています。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 実は何で今ここの部分だけピンポイントで喋っているかといつたら、大規模の老人系の福祉事業所、内部留保が枯渇しているような状況が、この3年くらいから出てきて、去年までで何とかやり繰り付けてきてるんだけど。敬愛会だけじゃないんだわ。ほかのところも大変。特養系とか、大規模のところは軒並み駄目なんだわ。それでここのときに、今ここのデイサービスのやつで、地域貢献金額というか、そういう地域事情の金額を作っていくと、当然、特養のほうも地域事情が出てくるから、いずれかのときに特養の部分も地域事情で上乗せで、上乗せというか事業を継続するための金額は、考えなければならぬということ、やっぱり一番しないとならないんだ、実は。

だからここの部分高いとか安いとかという話じゃなくて、特養の部分で、いずれか地域貢献の金額を上乗せして介護保険以外にね、やらないと維持できないから。実際。本当はあれでしょ、去年の事業始める前に借入れ起こさないとアウトだったんだから。それも多額の。それを今度、一借りしたから薄めてやっているだけの話で。それだつて毎年吸われていくから、何年後に、収入上げることできないから、もう1回借りるか上乗せするかというんだけど、介護報酬がまた下がってくれば、もっと多額の一借は、今度借りれなくなるから。今くらいの水準しか借りれない。だからそのときにはもう、いよいよ税でやるしかないんだわ。

でも今の仕組みの中では、特養に税で補填する仕組みがないから。そのために今から準備して、こちらの委託費の部分で地域事情のお金だよと。税で入っていますよというのを作って、熊石地域はそういうふうな地域事情あるんだから特養のゆるくないときには地域事情の部分を速やかにやれるような仕組みを作るんだということ、やっぱり合意していかないとないんだよね。そのために今積算根拠出しているよということ、粘り強く言っていかないと、すまいるのこと言うけれども、すまいるよりも影響が大きいから、今のままできるかといつたらできないことも見込まれるからさ、それはすまいるの教訓があつて、ある程度出せる仕組み、そういうものを構築しておかないと、大変なんじゃないかなと思う。

八雲のほうも大変厳しい状況で、老舗の老人系のところなんて給料かなり下げたんだよ。それでギリギリみたいな感じで。でも給料下げたから人も集まらない状況もあるだろうし。どこも同じだから、ある程度、先行して大変なところに地域事情の税金投入するようなやつをやっていかないと、にっちもさっちもいかないなつていうことなんだよね。強気だとか強気じゃないというよりも、次に特養が駄目なときには、こつちと同じように、地域事情によ

る税金の投入という仕組みを、特養のほうに作るために今、この積算を理解してほしいと。それでこっちの特養についても、今後、協議の中で地域事情によっては、そういうことも考えられるみたいな協議を持ち込むべきじゃないかなと思うんだけど、そこまで言っても駄目なのかな。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長、住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） よく理解していますし、将来的に5年後くらいにはそのような話が、くまいし荘といますか、特養のほうから来るんじゃないかなと予想はしていますので、向こうにもその辺のことを理解してもらうように努めていきたいと思います。

町長や副町長とも話すんですけども、やはり最終的ににっちもさっちもいかなくなると福祉は町がやるしかなくなってくるというのが、大前提といますか、なので、その辺を考慮してといますか、理解してもらうようにして、今後も粘り強く、敬愛会が一括で介護サービスできるようなかたちに持って行ってほしいということも、引き続き、一応、期間は5年間あるんですけども、5年の途中でもいいからできるようなところからというかたちでやっていかなければ、今、社協さんのほうで訪問介護事業所やってもらってるんですけども、そっちのほうも今、ヘルパーが高齢化していつ辞めてもおかしくないような状況になってきていますので、そういう人材確保だったりも含めて、熊石の介護サービスだったり福祉を維持していかなければならないというところがありますので、努力していきますので、よろしく願いいたします。

○委員（黒島竹満君） 委員長。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） これさ、5年前にさ、1回、回答してる。金額上げてるでしょ。だからそのときの根拠ってあるんじゃないの。これ確か29年度のときに、やらないって1回、できないって1回、確か話があったはず。そのときに確か金額上げてるんじゃないか。その根拠ってあるんでないの。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長、住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 5年前にやったときには、くまいし荘が改築することによって、そうすると今までのデイサービスに、くまいし荘がくっついている運営の仕方をしてきたんですね。渡り廊下で繋がった運営の仕方をしていたんですけども、建物が離れちゃうので、そうするとデイサービスの運営自体が根本的に見直さなきゃならないというふうなかたちになって、とりあえず1年でやりますと。それで29年度から今年度までの4年間で改めて考えるというふうにして、金額のほうは、給食の部分も今までは施設が隣にあったので、くまいし荘のほうで給食も作っていたんですけども、その部分を今、お弁当に切り替えたので、その部分は今、落ちてると思うんですね。委託料自体は。なので3,500万よりも若干前のほうが高かったと思うんです。金額は調べてないですけども。

○委員（黒島竹満君） 確か2,800万くらいじゃなかった。

○住民サービス課長（北川正敏君） 3,000万を切ることはなかったというふうに記憶しています。

○委員（黒島竹満君） これで建物も離れるし、それで予算的にできないよって話あったんじゃない。だからそのときに多分、根拠あったはずだよ。上げてきている根拠っていうのを。引継ぎされてないだけだ。

○住民サービス課長（北川正敏君） いや、同じ方式で算定しているの。

○委員（千葉 隆君） 給食も自前でやれば、結構かかるんだわ。だから結構下げないとならないんだ。本当は。

○委員（黒島竹満君） だから冷凍食品に変えたんだ。

○委員（千葉 隆君） いやいや、今、直営で敬愛会でやっていたのを外部委託したから。だから外部委託したから、本当は調理員の部分を0.5で見ているか0.7で見ているかとか、食材費、それから光熱水費、そうすれば年間400万、500万、十何人の何食作るっていったらあるんだわ。400万とか500万。けどもそれを全部下げたら、また低くなるから、200万弱にしか下げてないと思う。だから逆にいえば、その部分も含めて地域で上乘せされてるってことなんだわ。ね。課長ね。

○委員（黒島竹満君） 半分以下になったから。食事は。

○住民サービス課長（北川正敏君） そうですね。経費とすればそうですね。

○委員（千葉 隆君） だから弁当。デイサービスでね、お弁当やっているところほとんどないから。

○委員（黒島竹満君） 冷凍弁当だもの。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 今の話を聞いてて、きちっとやっぱり管理者のほうに、地域事情もって、つぎ込んでいるお金の算出根拠というものを、これだけですよというものをきちっと理解してもらう努力というのは必要だと思うんですよ。

○委員（千葉 隆君） それが特養のときにできると思うんだよね。だから敬愛会さんにデメリットないんだわ。本当に。今、特養の分がゼロだから、だから今、デイサービスのところで地域事情のお金これですよということを、本当は認めてくれと言わないとないのは敬愛会さんなんだよ。だからこそ特養の部分は地域事情あるから、なんぼかでも出してくれて、繋がるんだけども。これやっていかないとき、本体が駄目になったときに出せないって。八雲にも特養はあるし、もっと厳しい、そこら辺の周辺の老人系のところもあるから。そっちも出してくれて言う。だからやっぱり地域事情の部分は特養に出せる部分を皆理解してくれる。今やっておけば。後にやったら理解しないと思うよ皆。今やってくれたら敬愛会さんのほうがいいと思うんだよね。特養に向けてっていう。ルールを、ここで突破口開いて。

○委員（斎藤 實君） その努力はしたほうがいい。

○委員（千葉 隆君） ハードル高いのはわかってるけれども。

○委員（斎藤 實君） 課長変わらないうちに、しっかりと。

（何か言う声あり）

○委員長（赤井睦美君） 敬愛会さんからすると1ヶ所しかないからいいでしょって考え方もかもしれないけれども、税金出すほうからすると、ほかにも八雲町にもあるし、そっちから

も言われたら今度ね、明確な答弁が。公平性に欠けてしまうので、その辺はできるように頑張ってください。理事長さんは元々、行政の方だから理解ありそうですけれども、相手は理事長さんじゃないんですかね。大変ですけれども頑張ってください。ありがとうございます。

【住民サービス課職員退室】

【保健福祉課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） それでは、すまいるの状況について報告をよろしくお願いたします。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長、保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 本日の報告事項は2件です。

一点目が、すまいるの関係につきまして、今年の3月まで3回、委員会に報告しておりましたが、先日、町としての動きというか対応がございましたので、これまでの経過を含めまして、ご報告させていただきます。

もう一点につきましては、新型コロナウイルスワクチンの予防接種の関係で、現時点で国から来ている条文について、ご報告させていただきたいと思います。説明につきましては、担当係長よりさせますので、よろしくお願いたします。

○高齢者福祉係長（小池克明君） 委員長、高齢者福祉係長。

○委員長（赤井睦美君） 係長。

○高齢者福祉係長（小池克明君） それでは、資料の1ページをご覧ください。すまいるの状況については昨年11月から本年3月にかけて委員会に報告しておりましたが、先月末にですね、破産管財人から連絡がありまして、その対応がありましたので、これまでの経過を含めて報告させていただきたいと思います。

はじめに、昨年11月28日の委員会では、すまいるが来庁しまして、職員不足で今後の事業継続が難しいこと、施設の他業者への譲渡を検討していること、入居者の受け入れを他業者に打診していることの状況を報告し、12月10日の委員会では事業譲渡の候補事業者が見つかること。入居者と家族に説明し、転居を進めていくとの状況を報告して、本年3月27日の委員会では、入居者が2月に全員転居され、熊石の事業譲渡が整わず廃止届を提出予定であること。4月に破産申し立てを予定していること。同法人の介護サービス事業、熊石、恵庭、石狩のうち、すまいる熊石の施設を除いて、4月1日から株式会社モエ・アグリ・コネクションに事業譲渡し、継続して運営をされるとの報告をしております。ここまでの前回までの委員会でご報告させていただいた内容です。

以降の、これまでの経緯につきまして、ご説明させていただきます。3月にすまいるが来庁された際に、町内の法人で熊石の施設を無償で引き継ぐ意向の有無についてですね、打診できないかというお話がありました。町内の社会福祉法人に令和2年4月1日から13日にかけて、町のほうから打診を行いまして、その結果について、意向がないという結果がありました。その結果をですね、すまいる側に伝えてあります。令和2年6月10日には、札幌地方裁判所より、破産の手続き開始通知があり、破産管財人による管理処分権により施設

の売却活動等が開始されることとなりました。町としてはすまいるの状況を確認するため6月26日に破産管財人との打ち合わせに行ってまいりました。その中で財産は、建物と現金が数百万円のみであること。債権者の●●は厳しい状況であること。売却先が見つかった際には、譲渡による財産処分の承認手続きを行うことへの了解をもらうことなど、破産管財人との確認を行ったものです。7月15日には、その責務は道からの交付金を財源としていることから、道庁の高齢者社会福祉課との協議を行い、町補助金の交付決定の取り消しが、道交付金の取り消しとならないもので、納付のあったものを返すということ。国への確認が必要と条件のもとに確認をしてきました。破産管財人による売却を断念した時点で取り消しを行うことなどという内容についても、道との確認を行ってきたものです。

続いて2ページをご覧ください。11月23日には、売却の目途がつかないため、破産管財人による破産財団からの放棄を予定とのことで、施設の管理処分権の放棄を裁判所に申請予定であるとの連絡を受けたものです。これにより譲渡による財産処分の可能性がなくなったことによりまして、11月24日付けで、道へ補助金の交付決定の取り消しの事前協議書類の提出を行いました。その後ですね、11月29日付けで道から補助金の交付決定の取り消し事前協議の承認がなされました。その中で事業者から八雲町への補助金の全部または一部の納付があった場合には、その納付額の全部または一部を北海道へ納付しなければならないというのが承認の条件とされております。その後事前協議の承認を受けまして、11月27日付けですね、すまいる株式会社に対する町補助金の交付の決定の取り消し及び返還命令を行ったものです。

補助金交付決定の取り消し及び返還命令の内容についてですが、交付した補助金はですね、平成22年度、23年度に町から介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金として、5,055万7,000円を支出しているもので、内訳としましては、介護基盤緊急整備特別対策事業として施設の整備事業に対する補助金4,515万7,000円、また施設開設準備経費助成特別対策事業として、開設等準備に対する補助金として540万というふうになっています。この交付決定の取消し返還命令となる補助金についてはですね、施設開設準備経費助成特別対策事業にて取得した財産がですね、既に耐用年数を経過しているものもありまして、これらについてはですね、取り消し及び返還命令の対象外としたものでございます。また、取り消し及び返還命令となる理由につきましては、補助対象事業により取得した財産をあらかじめ町長の承認を得ないで、補助金等の交付の目的に反して担保に供したこと。及び保証財産に設定できない根抵当権の設定をしたものによるものでございます。なお破産管財人からは、債権者の配当は厳しい状況であるということをお聞きしておりますが、配当があり、町へ納付された場合には、その同額を道へ支出するために、町で歳出予算を確保して道へ納付することになります。最後にその他ですが、破産管財人からは来年1月14日をもって破産手続きを終了する旨の連絡を受けております。そのため破産手続きの終了後にはですね、八雲町債権管理に関する条例に基づいて債権放棄を行う予定としております。以上で説明とさせていただきます。

○委員長（赤井睦美君） このことについて、質問、ご意見ありませんか。

○委員（千葉 隆君） ちょっと聞き漏らしてた。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 町長の許可なく抵当権設定していたって部分は、土地・建物に対してなのか。何に対して根抵当の部分を設定していたのかということと、その前に一言、言うてるんだけど、もう一回ゆっくり言うてくれないかな。

○高齢者福祉係長（小池克明君） 委員長、高齢者福祉係長。

○委員長（赤井睦美君） 係長。

○高齢者福祉係長（小池克明君） まず、根抵当がついていたのは建物についていたものがございます。理由については、また説明させていただきますが、理由は補償対象事業により取得した財産を、あらかじめ町長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して担保に供したこと、及び補助財産に設定できない根抵当権を設定したことによるものということとしております。

○委員（千葉 隆君） 担保が根抵当なんですよ。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長。保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 担保の種類が根抵当権を設定されていたということで。あと、補助金の交付を受けて財産を取得するときに、どうしても事業者としては、自己財産がすべて持てると限りませんので、銀行に融資を依頼する場合もあると思いますので、その場合は、当初の計画段階において、資金計画の中で借入金があるということ、あらかじめ、今回の件であれば町に申請協議をいただいて、町はその内容を道に協議、道は国に協議するかたちで、あらかじめそこで承認を得てから事業スタートすれば、違反というかたちには、担保の設定だけに関しては、ならなかったんですけども、当初からそういう予定がなくてあとでそれがわかったということが、今回、町と協議を経ないで担保に供していた。

○委員（千葉 隆君） そういう状況だっただけで、申請すればもらえるのにね。

○保健福祉課長（戸田 淳君） あともう一点が、担保のルールとしては、そういうことなんですけれども、もう一点が根抵当ということで、それは普通の担保は建物だけに対して設定されるので、金額の上限も建物の資産の中でということになりますから、それがあくまで事業運営上、事業計画の中でちゃんと返せるという償還の見込みがあるものであれば問題はないんですけども、根抵当権は法人の中で、ほかの今回の件でいけば、ほかの町でも事業をやっているわけなんですけれども、要はその建物だけに限らず、いろんな財産を含めてですね、要は借り入れができるというような、詳しくはないんですけども、そういう種類の抵当権になるものですから、それは補助金を受けるときに。

○委員（千葉 隆君） 補助対象以外のものも含めた根抵当なんだ。すまいるの事業だけじゃなくて。

○保健福祉課長（戸田 淳君） そういうことになるので、根抵当は補助金の設定上では付けてはいけないというルールになってるんですけども、そもそも。

○委員（千葉 隆君） 第一抵当権。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 通常の補助建物だけであればいいんですけども、というようなことが結果的にあとからわかったんですけども、ということを経由して取り消しをしたということになります。

○委員（千葉 隆君） はい。

- 委員長（赤井睦美君） 千葉委員。
- 委員（千葉 隆君） 要は、でもあれなんですよ。事業者から全く納付しなければ町からの納付義務はないということでもいいんだよね。
- 高齢者福祉係長（小池克明君） 委員長、高齢者福祉係長。
- 委員長（赤井睦美君） 係長。
- 高齢者福祉係長（小池克明君） そのとおりでございます。
- 委員（千葉 隆君） 実害がないということをお願いしたいんですよ。町としては。今の事業の破産の金銭的な部分については。事業自体の影響、福祉事業自体の影響はあるかもわからないけれども、すまいるさんが今、破産したということで、補助金の関係も含めた金銭的な実害はないよということでもいいんだよね。
- 保健福祉課長（戸田 淳君） そこが一番心配だったので、本庁にも行きましたし、道のほうとも何度も確認を、というのにちょっと時間がかかったというのがあります。
- 委員長（赤井睦美君） わかりました。では、新型コロナウイルスワクチンの接種について、よろしく願いいたします。
- 健康推進係長（西野 了君） 委員長、健康推進係長。
- 委員長（赤井睦美君） 健康推進係長。
- 健康推進係長（西野 了君） それでは私のほうから、新型コロナウイルスワクチンの接種について、ご説明させていただきます。

お手元にあります、資料の3ページをご覧ください。今月の8日からイギリスで新型コロナウイルスワクチンの接種が開始されたと報道番組等で話題になっているところがございますが、日本でのワクチン接種について町で確認している、国からの情報をご報告させていただきたいと思っております。

まずは資料1のワクチンの供給予定であります。現在、国では海外で開発されたワクチン導入に向けて、メーカーと協議を行うとともに生産体制の整理や国内治験の支援を行うことにより、安全で有効なワクチンを令和3年前半までに全国に供給できる数量を確保することを目指して動いております。想定されている主なメーカーの、供給予定についてですが、ワクチン開発に成功し、無事に薬事承認された場合と、条件はありますが、アメリカのファイザー社のワクチンが、来年の6月末までに6,000万人分、イギリスのアストラゼネカ社は来年の3月までに1,500万人分、合計で6,000万人分、アメリカのモデルナ社は、来年の上半期から2,500万人分を順次供給予定となっております。資料に記載しているメーカー以外にもアメリカのノババックス社や、日本の塩野義製薬、第一三共のほか複数のメーカーがワクチン開発を進めておりますが、国と基本合意や契約を締結している主な3社としまして、資料に記載しております。

次に資料2、国が想定している接種方法についてですが、対象者は原則、居住地の市町村において接種することとしておりまして、市町村が接種券を発行し、個別通知することを想定しております。接種順位につきましては、新型コロナウイルス感染症患者に直接医療を提供する医療従事者を上位に位置付けておりますが、高齢者や基礎疾患を有する者や、妊婦の順位についてはまだ検討中となっております。接種回数は承認するワクチンによって変わってきますが、資料の1で紹介した主なメーカーの接種回数が2回ということもあります。

ので、2回接種と仮定して接種体制の構築を進めております。接種場所については、資料では医療機関と、必要に応じて公共施設と記載されておりますが、昨日開催された厚生労働省のワクチン分科会の発表では、医療機関、市町村が設ける会場、いずれでも実施できるとなっております。

最後に資料3、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業についてですが、資料で説明しましたとおり、早ければ来年初頭、今年度中にワクチンの供給が開始される可能性があります。よって、接種が早期に開始できるよう、接種体制を今年度中に確保するよう国から指示が来ておりまして、町の主な役割として医療機関等との委託契約、接種費用の支払い、住民への接種勧奨、個別通知の発送等が示されているところであります。こちらの事業については、現在、具体的な業務の洗い出しをしている段階でございますが早期に事業計画を作成しまして、必要な人員、経費等を明らかにしたうえで、予算の補正についても考えておりますので、よろしく願いいたします。

簡単ではありますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（赤井睦美君） このことについてなにか、質問・ご意見ありませんか。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 自主的に町民に打てるような状況というのは、いつ頃を想定していますか。まだそこまで行ってないの。

○健康推進係長（西野 了君） 委員長、健康推進係長。

○委員長（赤井睦美君） 係長。

○健康推進係長（西野 了君） ワクチンの供給数が一度に全部来るということも話しがまだ来ていない状況ですので、どの段階ですべての住民に摂取できるかは、まだわからない状況ではあります。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） これは全額国費ですよ。やるとしたらね。自治体の負担はないんですか。

○健康推進係長（西野 了君） 委員長。健康推進係長。

○委員長（赤井睦美君） 健康推進係長。

○健康推進係長（西野 了君） まず、接種体制確保事業に係る経費につきましては国の予算の範囲内となりますが、10割補助となっております。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長、保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 一応、この体制確保事業につきましては、今年度の事業ということで、打つための体制を整備しなさいということで言われています。ですから、実際の接種も今年度から始まるかもしれないという報道もありますし、まだ準備できていないので来年度になるかはまだ明らかではないんですが、来年度以降はまた同じこの事業で進めていくのか、また違う経費が違う事業でなるのか、ワクチン自体は配られるものなので、費用等はかかりませんが、職員の人件費だとか通常に係る部分もあるんですけど

も、プラスアルファでかかる部分、今、準備事業の中では賃金とかは入れるんですけども、職員費は入っていませんので、その辺も、どこまで国で見ってくれるのか。普通に、会場で新たに必要なものですか、本当に接種にかかるワクチン、かかる分は、ほとんど国で見てもらえるんですけども、裏でかかる経費についてはどこまで見てもらえるとか、その辺は、はっきりわかりません。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） ファイザー社のマイナス 70℃を保たなければならないということで、なんか特別な冷凍庫とか必要なんですか。

○健康推進係長（西野 了君） 委員長、健康推進係長。

○委員長（赤井睦美君） 係長。

○健康推進係長（西野 了君） 超低温冷蔵庫、マイナス 70℃を出せる冷蔵庫を確保しなさいという指示が来ております。

○委員（佐藤智子君） 買うんですね。

○健康推進係長（西野 了君） それも国の接種体制整備事業で購入することが。ただ人口に応じて購入数が指示が来ておりますので、町の場合はマイナス 70℃に対しては1台、マイナス 20℃のものについては1台、合計で2台という指示は来ています。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） そうなのってその元々どこかで製造しているものなのか、特別に製造しなければならないものなのか、そういう情報ってあるんですか。

○委員（斎藤 實君） テレビ見てればある。

（何か言う声あり）

○委員（佐藤智子君） はい。いいです。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。なければこれで終わります。ありがとうございました。

【保健福祉課職員退室】

【環境水道課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） それでは、水道料金及び下水道使用料の徴収誤りについて、ご報告よろしくお願いたします。

○環境水道課長（田村春夫君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） このたびですね、水道メーター器を交換する際に、メーター機の発信機と受信機の接続誤りを業者が確認し、これは町のほうに連絡が来た。このことによりまして、水道と下水道料金の徴収誤りが発生しましたので、その内容について担当のほうから報告しますので、よろしくお願いたします。

○水道係主任（清水目元昭君） 委員長。水道係主任。

○委員長（赤井睦美君） 水道係主任。

○水道係主任（清水目元昭） それでは私のほうからお手元の資料に基づき、水道料金及び下水道使用料の徴収誤りについて説明させていただきます。

このたび、検定有効期間が到達する水道メーター器交換のため、11月26日に富士見町のビルに入っているテナントのメーター器の交換を行った際に、テナントAとテナントBのメーター器が間違っで接続されていると町へ報告があり、判明しました。原因は前回、平成25年5月29日のメーター器交換時に間違っで接続したものであります。

裏面をお開きください。資料の6その他の上を示しているとおおり、テナントAの発信機と、テナントBの発信機を接続し、テナントBの発信機とテナントAの受信機を接続していたため、令和元年度までの対象金額でテナントBが42万1,170円多く徴収し、テナントAが42万1,170円少なく徴収しておりました。現在は下の図で示しているとおおり正しく接続しています。またテナントAは平成26年11月に経営者が変わっております。

また、表面をお開きください。還付及び追加徴収の対象金額についてご説明申し上げます。まずテナントBの多く徴収した分についてですが、水道料金は民法の不当利得返還請求権が10年請求することから全額返還対象となり、還付加算金を加えて記載のとおり令和元年分までの45万270円、全額返還したいと考えております。また、下水道使用料は地方自治法に規定する強制徴収公債権であり、消滅時効期間が5年間であるため、本来は5年以上遡及できませんが、使用者本人に落ち度がないことや、過去の事例に則って内部規定を整備し、水道料金と同様に45万270円、全額返還したいと考えております。次にテナントAの少なく徴収した分ですが、水道料金は消滅時効期間が2年間であり、令和元年度までの期間で記載のとおり7万5,030円追加徴収の対象となり、下水道使用料は消滅時効の5年間で同じく令和元年度の期間で、27万5,100円が追加徴収の対象となります。

裏面をお開きください。今後の対応としましては、テナントA、テナントBの両方の対象者に、すでに経過説明、謝罪をしております。また、還付及び追加徴収について、水道料金、下水道使用料ともにお願したところがございます。なお、テナントAの26年11月までの経営者につきましては消滅時効のため追加徴収はできないので、ご理解願います。簡単ではありますが、私からの説明を終わらせていただきます。

○環境水道課長（田村春夫君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） このたび、利用者の皆様にですね、大変ご迷惑をおかけし、大変申し訳ありませんでした。平成26年度からはですね、このような接続誤りが起こらないよう、一つの建物に複数のメーター器が設置される場合、メーター器交換後にですね、町の担当者も現地を確認するようにしております。ただ、人間のやることですので、100%というふうには、思いたいんですけども、万が一のことも今後起こる可能性があるかと思っております。今後につきましては、設置後、たとえば写真で確認するとか、より一層注意しながら、このような誤りが起きないように対応したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

なお、今回のですね、返還の部分については、早急に還付手続きをしたいと思ひまして、12月定例会に追加補正をしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

- 委員長（赤井睦美君） このことについて、質問・ご意見ありませんか。
- 委員（佐藤智子君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤智子君） この事業者に対して、なんらかの、何割かでも罰則みたいのは取れないんですか。罰金。
- 環境水道課長（田村春夫君） 委員長、環境水道課長。
- 委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。
- 環境水道課長（田村春夫君） 事業者というのは接続した事業者ということでしょうか。今回ですね、水道メーター器を取り換えた業者が発見したわけですが、前回、交換した業者も、たまたま同じ業者でありました。過去にもですね、短期間ではありますが、メーターの接続誤りというのもあったのも事実です。ただそれは短期間で、きちんと対応できたという部分がありまして、今回のように長期に渡ったっていうのが今回、初めてかなというふうには考えております。業者のほうもですね、納品が終わって町のほうも検定しているという部分がありまして、なかなか今までの事例も含めて、設置した業者が取れなかった分を請求したという事例はなかったということでございます。なかなか業者に負担を求めるとするのは難しいのかなというふうには考えています。
- 委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。
- 委員（黒島竹満君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 黒島委員。
- 委員（黒島竹満君） これ、お客さんは納得したの。まだ話ししてないの。
- 環境水道課長（田村春夫君） 委員長、環境水道課長。
- 委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。
- 環境水道課長（田村春夫君） 今回ですね、多くいただいた方については、先日ですね、状況、接続の状況の報告、参事のほうから説明して、あと間違った金額の関係については補佐のほうから説明して還付手続きをしたいということで、ご了承をいただいたというか、ということでございます。
- なお、追加徴収する業者の方にはですね、町内にいないものですから、電話と手紙を送って、一応、説明してですね、納付をお願いしているところです。感触としては納めていただけるのかなと思っています。
- 委員（黒島竹満君） 払うほうはなかなか難しいんじゃないか。町で返すなら喜ぶかもわからないけれども。
- 環境水道課長（田村春夫君） 一応、いただくほうについても電話連絡した中では理解していただいたのかなと考えています。ただ、まだ実際にお金はいただいておりませんので、実際に入るかどうかの確約ということではないんですが。
- 委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。
- 委員（斎藤 實君） ペナルティはあるものなの。
- 環境水道課長（田村春夫君） 委員長、環境水道課長。
- 委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） 接続した業者に対するペナルティということでしょうか。私もですね、報告を受けた時点では、私のほうからは嚴重に口頭では注意はしております。それで今までの接続誤りの事例のときにもですね、そういうものもちょっと参考にしながら、処分できるのか、どういう場合なのか、過去の事例も含めながら、その辺検討したいと考えております。

○委員（黒島竹満君） 町の責任もあるんじゃないか。立会したんだ。検査した。

○環境水道課長（田村春夫君） まったく業者がすべてということではないというふうに理解しています。

○委員長（赤井睦美君） 結果的に水道を使っていたから払うというのは当たり前のことだとは思いますが、まとめて払うのはつらいから。

○委員（千葉 隆君） だから多く払ってた人が偉いんだ、って。それしか言いようがない。普通は千なんぼなのに、毎月1万なんぼも払ってたんだから、偉いって。

○委員長（赤井睦美君） 是非このようなことがないように、ご迷惑をおかけしないように、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

難しい工事なんですか、これ。ごめんなさい。簡単じゃないのって思うんですけども。

○環境水道課長（田村春夫君） 単純に接続を間違っただと。

○委員（千葉 隆君） 単純のほうが間違えようよ。難しいと真剣にこうやってみるけれども、単純のほうが間違えうんだ。

○環境水道課長（田村春夫君） 多分、発信機と受信機に付いてる場所が違うんですよ。それで、その辺を繋ぐときに間違っただという。

○委員長（赤井睦美君） でもやっぱり払い戻せてよかったですね。

（何か言う声あり）

○環境水道課長（田村春夫君） 僕たちも実際に話をしてみるまでは、どうなんだろうかというふうなことも思っていたんですが、話をした中では理解してくれたかなとは思っています。

（何か言う声あり）

○委員長（赤井睦美君） それでは、これで終わります。ありがとうございます。

【環境水道課職員退室】

◎ その他

○委員長（赤井睦美君） それでは、その他で皆さんから何かありませんか。それでは事務局から。

○議会事務局庶務係長（松田 力君） 定例の文教厚生常任委員会の開催ですけれども、年明け1月は第3週の木曜日、予定どおりということで、1月21日木曜日午前10時から議員控室で開催予定です。

今のところ保健福祉課のほうから報告事項があるということで、もう案件は上げていただいているので、その日の開催はあるということで予定しておいてもらいたいと思います。

○委員長（赤井睦美君）　じゃあ、21日10時から文厚です。今日はこれで終わります。皆さんよいお年を。

〔閉会　午後　3時40分〕